

創りたい未来がある。 守りたい故郷がある。

#117 # 定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年6月25日 (木曜日) 午前10時

場所

秋田市山王三丁目2番1号 **当行本店10階大会議室**



郵送またはインターネットによる議決権行使期限 2020年6月24日 (水曜日)

午後5時まで

株式会社 秋田銀行

証券コード:8343

【新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送またはインターネットによる事前の議決権行使をいただき、可能な限り、株主総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申しあげます。

ご出席される場合には、マスクの持参・着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申しあげます。また株主総会会場におきましては、必要な感染防止策を講じる場合がございますので、ご理解とご協力をお願い申しあげます。

株主総会ご出席の株主様へのお土産を、取り止めさせていただきます ので、何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

■目次

第117期定時株主総会招集ご通知 1						
議決権行使の)ご案内	3				
(株主総会参考書類)						
第1号議案	剰余金の処分の件	5				
第2号議案	取締役(監査等委員である取締	役				
	を除く。) 11名選任の件	6				
第3号議案	監査等委員である取締役4名選	任				
	の件	13				
第4号議案	補欠の監査等委員である取締役					
	1名選任の件	17				
(添付書類)						
事業報告 …		19				
計算書類 …		45				
連結計算書類	I	48				
監査報告書		50				
株主総会会場ご客内略図						

秋田市山王三丁目2番1号株式会社 **秋田銀行**取締役頭取 新谷 明弘

第117期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当行第117期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本定時株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、同封の議決権行使書面または電磁的 方法(インターネット等)により事前の議決権行使をいただき、可能な限り、株主総会当日のご 来場をお控えくださいますようお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、<u>2020年6月24日(水曜日)午後5時</u>までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

	aU					
1 日 時	2020年6月25日(木曜日) 午前10時					
2 場 所	秋田市山王三丁目2番1号 当行本店10階大会議室 ※末尾の会場ご案内略図をご参照ください。					
3 株主総会の 目的事項	報告事項 (1) 第117期(2019年4月1日から2020年3月31日まで) 事業報告および計算書類報告の件(2) 第117期(2019年4月1日から2020年3月31日まで) 連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連 結計算書類監査結果報告の件					
	決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)11名 選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件					

4 議決権行使 について

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の 行使期限までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

当行指定の議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「インターネット等による議決権を行使される場合のお手続きについて」(4頁)をご確認ください。

(3) 重複行使の取扱い

議決権行使書面とインターネット等により重複して議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネット等により複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

(以 上)

インターネットによる開示事項について

- 本招集ご通知に提供すべき書類のうち、下記①および②の事項につきましては、法令および当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ①計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正する必要が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当行ホームページに掲載いたしますのでご了承ください。

株主総会へのご出席にあたって

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し あげます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書とともに会場受付にご提出ください。 (なお、代理人の資格は、当行の議決権を有する他の株主1名に限ることとさせていただきます。)
- 資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。

新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

● 今後の流行状況により、株主総会の運営に大幅な変更が生じる場合は、当行ホームページでお知らせいたします。

当行ホームページ https://www.akita-bank.co.jp/aboutus/investor/kabusiki/soukai/

議決権行使のご案内

株主総会参考書類5頁~18頁をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申しあげます。 議決権行使には以下の3つの方法がございます。



郵送による議決権行使

行使期限

2020年6月24日(水曜日) 午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネット等による議決権行使

行使期限

2020年6月24日 (水曜日) 午後5時まで

インターネット等による議決権行使に際しましては、次頁に記載の「インターネット 等による議決権を行使される場合のお手続きについて」をご確認いただき、行使期限 までに行使ください。



株主総会ご出席による議決権行使

株主総会開催日時

2020年6月25日 (木曜日) 午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

複数回にわたり議決権行使をされた場合の取り扱い

- ■書面とインターネット等により重複して議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。
- インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

機関投資家の みなさまへ 議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する

「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使のシステム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

フリーダイヤル: 0120-173-027 (通話料無料) 受付時間 午前9時~午後9時

インターネット等による議決権を行使される場合のお手続きについて

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、<mark>議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)</mark>において、 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って 賛否をご入力ください。

1 議決権行使サイトへアクセスする



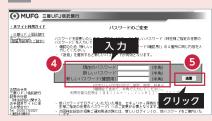
①「次の画面へ」をクリック

2 ログインする



- ②お手元の議決権行使書用紙の 右下に記載された「ログイン ID」および「仮パスワード」 を入力
- **③「ログイン**」をクリック

3 パスワードを登録する



- ◆現在のパスワードを「現在のパスワード入力欄」に、新しいパスワードを「新しいパスワードを「新しいパスワード入力欄」と「新しいパスワード(確認用)入力欄」の両方に入力。パスワードはお忘れにならないようご注意願います。
- **⑤「送信」**をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォン等の場合

(QRコードを読み取る方法)

同封の議決権行使書用紙右下に記載された「ログイン用QRコード」を 読み取りいただくことで、ログイン いただけます。

- ※「QRコードを読み取る方法」での議決権行使は1回に限ります。
- ※議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが P C 向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログイン I D」「仮パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。



🕕 ご注意

- ① 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主さまのご負担となります。
- ② 携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。
- ③ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合がございますので、ご了承ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1 期末配当に関する事項

第117期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案のうえ、決定しております。

また、創業140周年を迎えることができましたことから、中間配当と同じく記念配当を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1)	配当財産の種類	金銭といたします。
(2)	配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当行普通株式 1 株につき 金40円 (うち普通配当35円・創業140周年記念配当5円) 総額 718,102,120円 (注)中間配当を含めた当事業年度の年間配 当は、1 株につき金80円となります。
(3)	剰余金の配当が効力を生ずる日	2020年6月26日

2 別途積立金の積立に関する事項

剰余金の処分につきましては、財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたい と存じます。

(1)	増加する剰余金の項目とその額	別途積立金	2,000,000,000円
(2)	減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金	2,000,000,000円

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)11名選任の件

現任の取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員(11名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く。)11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、コーポレートガバナンスに関する基本方針に定める取締役候補者の選任方針および手続きに従い、適切に選任されていることから、特に指摘すべき事項はございませんでした。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名		現在の当行における地位
1	新谷明弘	再任	代表取締役頭取
2	佐々木 利幸	再任	専務取締役
3	半田直樹	再任	常務取締役
4	土谷真人	再任	常務取締役
5	まなかれ つよし 皆 川 剛	再任	取締役執行役員
6	三浦	新任	執行役員
7	三浦寛剛	新任	執行役員
8	芦田晃輔	新任	執行役員
9	进 良之	再 任 社 外	取締役(社外取締役)
10	*************************************	再任 社外 独立	取締役(社外取締役)
11	中面直文	再任 社外	取締役(社外取締役)

(1955年2月9日生)

所有する当銀行の株式の数 3.400株

再 任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年4月	当组	银行入行	2010年5月	同	常務取締役経営企画部長兼広報室長兼コン
1999年4月	同	人事部次長			プライアンス統括部長
2002年3月	同	県庁支店長	2011年6月	同	常務取締役事務本部長
2005年6月	同	執行役員本店営業部長	2013年6月	同	代表取締役専務
2007年6月	同	取締役執行役員経営企画部長兼広報室長	2016年6月	同	代表取締役副頭取
			2017年6月	同	代表取締役頭取(現任)

取締役候補者 とした理由

経営企画、リスク管理、人事等の業務経験を有し、営業店長を経験するなど銀行業務に対して幅広く精通して いる。2017年6月に頭取に就任し、中長期的な経営ビジョンを掲げるとともに、経営課題に基づき成長戦略の 推進を指揮してきました。

当行における豊富な業務経験と銀行の経営全般に関する知見を有し、公正な経営の監督を遂行するとともに、 当行グループを牽引し当行の持続的な発展に寄与することができると判断し、取締役候補者といたしました。

佐夕木 利幸

(1959年5月16日生)

所有する当銀行の株式の数

2.500株

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月	当銀	没有	2013年6月	同	取締役執行役員本店営業部長
2000年3月 [司	営業統括部部長代理	2014年6月		取締役執行役員経営企画部長兼広報CSR
2004年3月 [司	秋田支店長			室長
2006年6月 [司	郡山支店長	2015年6月	同	常務取締役事務本部長
2009年6月 [司	東京支店長兼東京事務所長	2017年6月		専務取締役営業本部長
2011年6月 [司	執行役員本店営業部長	2019年6月	同	専務取締役(現任)

取締役候補者 とした理由

豊富な業務執行の経験と実績に基づき、2017年6月に専務取締役に就任し、当行の業績向上に貢献するとと もに、県内の産業育成と当行の経営課題への対応に取り組んできました。

直樹

(1960年1月29日生)

所有する当銀行の株式の数 1,810株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月	当金	艮行入行	2011年6月	同	証券国際部長兼海外ビジネスサポート室長
2002年3月	同	本店営業部得意先課長	2014年6月	同	執行役員本店・八橋エリア統括本店営業部長
2005年4月	同	釧路支店長	2016年6月	同	取締役執行役員経営企画部長兼広報CSR
2008年3月	同	能代駅前支店長			室長
2010年6月	同	審査部次長	2017年6月	同	常務取締役 (現任)

取締役候補者とした理由

豊富な業務執行の経験と実績に基づき、2017年6月に常務取締役に就任し、当行の経営課題への対応や人事・総務等の経営管理の強化に取り組んできました。

こうした経営に関する知見や能力を活かし、担当部門における適切な業務執行を遂行することができると判断 し、取締役候補者といたしました。

候補者番号4



(1962年11月7日生)

所有する当銀行の株式の数 800株

`

再 任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月	当金	艮行入行	2017年4月	同	執行役員地域サポート部長兼公務室長
2007年3月	同	田代支店長	2017年6月	同	取締役執行役員営業副本部長兼営業推進部長
2009年6月	同	牛島支店長	2019年6月	同	常務取締役営業本部長
2011年6月	同	秋田東エリア統括秋田東中央支店長	2019年9月		常務取締役営業本部長兼営業推進部長(現任)
2014年6月	同	執行役員地域サポート部長			

取締役候補者とした理由

豊富な業務執行の経験と実績に基づき、2019年6月に常務取締役に就任し、当行の業績向上に貢献するとともに、県内の産業育成に取り組んできました。

つよし 聞し

(1967年7月2日生)

所有する当銀行の株式の数 900株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年 4 月 当銀行入行 2010年 6 月 同 経営企画部部長代理 2011年 6 月 同 札幌支店長 2014年 6 月 同 本荘支店長 2017年6月同執行役員地域サポート部長2018年6月同執行役員地域未来戦略部長

2019年6月 同 取締役執行役員経営企画部長兼広報CSR 室長(現任)

取締役候補者とした理由

豊富な業務執行の経験と実績に基づき、2019年6月に取締役に就任し、当行の経営課題への対応や持続的成長のための計画立案に貢献してきました。

こうした経営に関する知見や能力を活かし、担当部門における適切な業務執行を遂行することができると判断 し、取締役候補者といたしました。

候補者 舌 号



ちから

(1967年4月19日生)

所有する当銀行の株式の数 1.000株

新 任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年4月 当銀行入行 2009年6月 同 秋田東中央支店次長

2010年10月 同 秘書室長

2013年6月 同 本店営業部部長代理兼融資課長

2015年6月 同 湯沢・稲川エリア統括湯沢支店長

2017年6月 同 県庁支店長

2019年6月 同 執行役員地域未来戦略部長 (現任)

取締役候補者とした理由

豊富な業務執行の経験と実績に基づき、2019年6月に執行役員に就任し、地域未来戦略部長として、当行の 業績向上に貢献するとともに、地域やお客さまの課題解決に取り組んできました。

買剛

(1967年3月11日生)

所有する当銀行の株式の数 1.000株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年4月 当銀行入行 2010年6月 同 大館支店次長 2012年3月 同 御野場支店長 2014年6月 同 札幌支店長 2017年6月 同 東京支店長兼東京事務所長 2019年6月 同 執行役員営業企画部長(現任)

取締役候補者とした理由

豊富な業務執行の経験と実績に基づき、2019年6月に執行役員に就任し、営業企画部長として、当行の業績向上に貢献するとともに、営業部門の企画立案に取り組んできました。

こうした経営に関する知見や能力を活かし、担当部門における適切な業務執行を遂行することができると判断 し、取締役候補者といたしました。

候補者

あし だ **芦田** こう すけ 晃輔

(1971年10月12日生)

所有する当銀行の株式の数 1,000株

新 任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1994年4月 当銀行入行 2014年6月 同 能代南支店長 2016年6月 同 経営企画部次長

 2017年6月
 同
 経営企画部次長兼業務改革室長

 2019年4月
 同
 経営企画部副部長兼業務改革室長

 2019年6月
 同
 執行役員人事部長(現任)

取締役候補者とした理由

豊富な業務執行の経験と実績に基づき、2019年6月に執行役員に就任し、人事部長として、当行の人材育成や人事管理に取り組んできました。

(1956年7月2日生)

所有する当銀行の株式の数 1.139株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年12月	秋田いすゞ自動車株式会社取締役	2011年6月	コマツ秋田株式会社代表取締役会長(現任)
1999年5月	同取締役副社長	2011年6月	秋田総合リース株式会社代表取締役会長(現任)
2002年4月	辻兵商事株式会社代表取締役社長 (現任)	2015年3月	ロイヤルモーター株式会社代表取締役会長(現任)
2002年6月	辻不動産株式会社代表取締役社長 (現任)	2016年11月	秋田商工会議所副会頭(現任)
2004年5月	秋田いすゞ自動車株式会社代表取締役社長(現任)	2017年6月	当銀行取締役 (現任)
2008年12月	株式会社アテック代表取締役会長(現任)	2018年11月	秋田ゼロックス株式会社代表取締役会長(現任)

社外取締役 候補者とした 理

県内を代表する企業グループのトップを長年にわたり務められているほか、秋田商工会議所副会頭はじめ業界団 体等の要職を務められております。2017年6月に当行の社外取締役に就任し、企業経営者としての高い人格と豊 富な経験、ならびに各種分野における幅広い見識に基づき、取締役会に対する助言・提言に努めてこられました。 こうした専門的な知見を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画する能力を有してい ると判断し、社外取締役候補者といたしました。

じゅん いち

(1954年12月23日生)

所有する当銀行の株式の数 200株

独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月 石川島播磨重工業株式会社(現株式会社 | H 2010年4月 株式会社 | H | 回転機械代表取締役社長 1)入社 2012年4月 株式会社 | H | 執行役員回転機械セクター長 2003年7月 同 航空宇宙事業本部民間エンジン事業部技術 2017年4月 同 常務執行役員産汎事業領域副事業領域長兼 部長 車両過給機SBU長

2004年7月 同 機械事業本部車両過給機事業部副事業部長 2018年4月 同 顧問 (現任) 兼品質保証部長

2009年4月 同 理事車両過給機セクター副セクター長兼企 画部長

2018年6月 当銀行取締役 (現任)

社外取締役 候補者とした 曲

石川鳥播磨重工業㈱(現㈱ | Hl)に入社し、㈱ | Hl回転機械代表取締役社長を経て㈱ | Hl常務執行役員 に就任、現在は㈱ | H | 顧問に就任されておられます。2018年6月に当行の社外取締役に就任し、企業経営者 としての高い人格と豊富な経験、ならびに各種分野における幅広い見識に基づき、取締役会に対する助言・提言 に努めてこられました。

こうした専門的な知見を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画する能力を有してい ると判断し、社外取締役候補者といたしました。

三又 (1950年8月12日生)

所有する当銀行の株式の数 2,500株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年4月 株式会社大館製作所入社 2009年5月 同 代表取締役社長(現任) 2009年6月 大館桂工業株式会社代表取締役社長(現任) 2009年7月 大館ビル株式会社代表取締役社長(現任) 2013年10月 大館商工会議所会頭 2019年6月 当銀行取締役(現任)

社外取締役 候補者とした 理 由

県内を代表する製造業の代表取締役を長年にわたり務められているほか、大館商工会議所会頭などの要職を経験されておられます。2019年6月に当行の社外取締役に就任し、企業経営者としての高い人格と豊富な経験、ならびに経営の諸問題における幅広い見識に基づき、取締役会に対する助言・提言に努めてこられました。こうした専門的な知見を踏まえた客観的な立場から経営を監督し、重要な意思決定に参画する能力を有していると判断し、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 取締役候補者のうち、当行との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであり、その他の取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
 - (1) 辻良之氏は、秋田いすゞ自動車株式会社、辻兵商事株式会社、辻不動産株式会社、株式会社アテック、コマツ秋田株式会社、秋田総合リース株式会社、秋田ゼロックス株式会社およびロイヤルモーター株式会社の代表取締役であり、各社および同氏と当行との間には通常の銀行取引があります。
 - (2) 中田直文氏は、株式会社大館製作所、大館桂工業株式会社および大館ビル株式会社の代表取締役であり、各社と当行との間には通常の銀行取引があります。
 - 2. 辻良之氏、榊純一氏および中田直文氏は社外取締役候補者であります。
 - 3. 当行は、榊純一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
 - 4. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
 - (1) 辻良之氏は、現任の社外取締役であり、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年となります。
 - (2) 榊純一氏は、現任の社外取締役であり、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
 - (3) 中田直文氏は、現任の社外取締役であり、同氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。
 - 5. 社外取締役との責任限定契約について

辻良之氏、榊純一氏および中田直文氏は、当行との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、各氏が再任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。 責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項 各号に定める額の合計額を限度とする。
- ・上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
- 6. 取締役候補者の当行における地位および担当につきましては、32頁、33頁も併せてご覧ください。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

現任の監査等委員である取締役全員(5名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。 なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。 監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名		現在の当行における地位
1	佐藤雅彦	再任	取締役監査等委員
2	諸橋正弘	再任 社外 独立	取締役監査等委員(社外取締役)
3	小林憲一	再任 社外 独立	取締役監査等委員(社外取締役)
4	面山恭子	新任社外独立	_

候補者 雅彦

(1961年12月27日生)

所有する当銀行の株式の数 2.200株

再 任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月 当銀行入行 2007年4月 同 象潟支店長 2009年6月 同 大曲駅前支店長 2011年6月 同 秋田駅前支店長 2014年6月 同 執行役員証券国際部長兼海外ビジネスサポ

ート室長

2017年6月 同 執行役員証券国際部長 2018年6月 同 取締役監査等委員 (現任)

取締役候補者 とした理由

豊富な業務執行の経験と実績に基づき、2018年6月に監査等委員に就任し、業務経験と専門知識を当行の取 締役の職務執行の監査に反映してきました。

これらの経験や見識を活かし、当行の監査態勢の強化と的確、かつ、公正な経営の監督を遂行することができ ると判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。

正弘

(1947年4月22日生)

所有する当銀行の株式の数

4.600株

再任

社 外 独 立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年9月 秋田酒類製造株式会社入社 1996年9月 同 常務取締役営業部長

2001年8月 同 代表取締役社長

2012年8月 同 非常勤取締役 (現任)

2015年6月 当銀行取締役

2018年6月 同 取締役監査等委員 (現任)

社外取締役 候補者とした 曲

県内を代表する製造業の代表取締役社長を長年にわたり務められ、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見 識に基づき、独立役員として客観的、公正かつ中立的な立場から意見をいただき、取締役会の機能の充実に努め てこられました。

企業経営者としての高い人格と豊富な経験、ならびに各種分野における幅広い見識に基づく才腕を当行の監査 に反映していただけることが期待できるとともに、引き続き専門的な知見を踏まえた客観的な立場から経営を監 督し重要な意思決定に参画いただくべく、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

th int

(1946年11月6日生)

所有する当銀行の株式の数 100株 再任

社 外 独 立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1969年4月 秋田県庁入庁 2003年7月 同 企画振興部長 2004年4月 同 総務部長兼危機管理監

2005年5月 同 総務企画部長

2006年4月 同 知事公室長

2008年4月 財団法人あきた企業活性化センター理事長

2010年6月 秋田県信用保証協会会長

2018年6月 当銀行取締役監査等委員(現任)

社外取締役 候補者とした 理 中 秋田県の企画振興、総務企画などの統括を務められた後、あきた企業活性化センター理事長、秋田県信用保証協会会長として県内企業の成長に取り組んでこられました。

直接会社経営に関与したことはありませんが、高い人格と地方行政における豊富な経験、ならびに各種分野における幅広い見識に基づく才腕を当行の監査に反映していただけることが期待できるとともに、専門的な知見を踏まえた客観的な立場から経営を監督し重要な意思決定に参画する能力を有していると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

候補者 4

おもて やま

恭予

(1962年1月28日生)

所有する当銀行の株式の数 ○株 新任

社 外 独 立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月 弁護士登録

1988年5月 面山恭子法律事務所所長(現任)

2005年4月 秋田弁護士会会長

2008年10月 秋田家庭裁判所調停委員(現任) 2017年7月 秋田県収用委員会会長(現任)

社外取締役

候補者とした 理 由 弁護士として債務整理、破産等の民事事件に関して豊富な経験、実績を有しており、その専門的知見を当行の 監査に反映していただけることが期待できるとともに、客観的な立場から経営を監督し重要な意思決定に参画い ただくべく、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

なお、同候補者は直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を 適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 諸橋正弘氏、小林憲一氏および面山恭子氏は社外取締役候補者であります。
 - 3. 当行は、諸橋正弘氏および小林憲一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。また、面山恭子氏が社外取締役に就任した場合は、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
 - 4. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
 - (1) 諸橋正弘氏は現任の監査等委員である社外取締役であり、同氏が社外取締役に就任してからの在 任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって5年、そのうち監査等委員である社外取締役に就任 してからの在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
 - (2) 小林憲一氏は現任の監査等委員である社外取締役であり、同氏が監査等委員である社外取締役に就任してからの在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
 - 5. 社外取締役との責任限定契約について

諸橋正弘氏および小林憲一氏は、当行との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、面山恭子氏が社外取締役に就任した場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項 各号に定める額の合計額を限度とする。
- ・上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
- 6. 取締役候補者の当行における地位および担当につきましては、32頁、33頁も併せてご覧ください。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

松井秀樹

(1964年10月27日生)

所有する当銀行の株式の数 ①株 再 任社 外

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年 4 月 弁護士登録(東京弁護士会)

1990年4月 森綜合法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所)入所

1997年4月 同 法律事務所パートナー (現任) 2004年4月 東京大学大学院法学政治学研究科家員助教

2004年 4 月 東京大学大学院法学政治学研究科客員助教授

補欠の監査等 委員である 取締役候補者 とした理由

弁護士として企業法務に関して豊富な経験、実績を有しており、その専門的知見を当行の監査に反映していただけることが期待できるとともに、客観的な立場から経営を監督し重要な意思決定に参画いただくべく、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 松井秀樹氏は、森・濱田松本法律事務所のパートナーであり、当行と同法律事務所との間には顧問契約がありますが、取引の金額に照らし、同氏は当行の定める「社外取締役の独立性に関する判断基準」における独立性を満たしております。
 - 2. 松井秀樹氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 - 3. 松井秀樹氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年の弁護士としての識見と経験を有していることから、当行の監査等委員である社外取締役に就任した場合、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
 - 4. 社外取締役との責任限定契約について

松井秀樹氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、就任後に責任限定契約を締結する予定であります。

責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする。
- ・上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(以 上)



社外取締役の独立性に関する判断基準

当行では、次の基準を満たす社外取締役を独立役員として指定しております。

現在または最近はつにおいて、次のいずれの要件にも該当しない者を独立役員とする。

- 1 当行を主要な取引先とする者 (注) 2またはその者が法人等である場合はその業務執行者
- 2 当行の主要な取引先 (注) 3またはその者が法人等である場合はその業務執行者
- 3 当行の総議決権の10%以上を保有する株主またはその者が法人等である場合はその業務執行者
- 4 当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間10百万円を超える金銭等を得ている コンサルタント、会計専門家または法律専門家(金銭等を得ている者が法人、組合等 の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。)
- 5 次に掲げる者の二親等内の親族
 - (1) 上記1から4に該当する者(重要な者(注)4に限る。)
 - (2) 当行または当行子会社の取締役、監査役、執行役員および使用人
 - (注) 1 「最近」とは、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点をいう。
 - 2 「当行を主要な取引先とする者」とは、当該取引先の直近事業年度における年間連結総 売上高の2%以上を当行との取引が占めている先、または、当行を主力取引銀行とする 先で当行との取引が経営に重要な影響を与える先をいう。
 - 3 「当行の主要な取引先」とは、当行の直近事業年度における連結粗利益の2%以上を当行に対して支払っている先をいう。
 - 4 「重要な者」とは、業務執行者のうち役員・部長クラスの者、会計専門家・法律専門家 のうち公認会計士・弁護士等の専門的な資格を有する者をいう。

添付 書類

第117期 (2019年4月1日から) 事業報告

1 当行の現況に関する事項

- (1) 事業の経過及び成果等
- a 当行の主要な事業内容、金融経済環境並びに事業の経過及び成果
 - (a) 当行の主要な事業内容

本店営業部のほか支店96か店、出張所1か店、計98か店において、預金業務および貸出業務に加え、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務等を行っております。

(b) 金融経済環境

○国内経済環境

国内経済は、米中貿易摩擦や世界経済の減速を背景に輸出が伸び悩みましたが、設備投資、公共投資など堅調な内需に支えられ、景気は緩やかな回復が続きました。一方、個人消費は消費税率引上げにともなう駆け込み需要の反動減や台風19号などの自然災害の影響、新型コロナウイルスの感染拡大による影響などから、年度末にかけて弱含みの動きとなりました。この間、雇用・所得環境も、改善の動きが弱まりました。

○県内経済環境

県内経済は、企業の生産活動が低調に推移するなど、景気は持ち直しの動きが弱まりました。産業別の動向では、主力の電子部品・デバイスは車載向けを中心に減少が続きました。需要面では、公共工事が増加基調で推移しましたが、住宅着工は弱い動きが続きました。また、商況は、消費税率引上げにともなう駆け込み需要の反動減や新型コロナウイルスの感染拡大による影響などから、持ち直しの動きに足踏みがみられました。

○金融環境

金融面では、新発10年物国債利回りは、年度前半に一時マイナス0.29%台まで低下しましたが、日銀の追加緩和観測後退などで12月にはプラス圏に浮上しました。また、新型コロナウイルスの感染拡大懸念から3月にマイナス0.2%付近まで低下しましたが、年度末には再度プラス圏に上昇しました。日経平均株価は、10月まで概ね20,000円~22,000円で推移しましたが、米中貿易協議の部分合意を受け12月に24,000円台まで上昇しました。3月には新型コロナリスクから16,000円台まで急落しましたが、各国の金融緩和政策、経済対策が好感され、年度末には一時19,000円台に戻しました。為替相場は、米中貿易摩擦懸念から、8月に一時1 * _u=104円台をつけましたが、米国株最高値更新などにより2月に一時112円台まで円安が進行しました。3月には新型コロナリスクから101円まで急騰後、ドル需要の強まりにより111円台まで円安ドル高が進むなど、値動きの激しい展開となりました。

(c) 事業の経過および成果

以上のような経営環境のもと、当行では2019年度より新たな中期経営計画「価値共創」をスタートさせております。本中期経営計画では、経営環境が激しく変化していくなかで、地域やお客さまが抱える課題の解決に積極的に取り組み、その活動を通じて地域経済の成長に貢献し、地域と当行の持続可能性を高めていくことを最大の目的としております。2019年度は次のような施策に取り組んでまいりました。

○法人のお客さまへの取組み

お取引先企業の企業価値向上を通じて地域経済の底上げをはかるため、次の4つの取組みを強化してまいりました。

① 事業承継・M&A支援態勢の強化

当行では、事業承継・M&Aおよびそれに付随する相続関連業務に特化した「事業承継支援室」を本部内に設置し、お取引先企業のニーズ把握や個別支援を中心に取り組んでまいりました。中期経営計画においては、KPIとして具体的な目標を掲げ、取組みを強化しております。

2019年度は、M&Aに関する高度な専門資格の保有者60名を各地域の営業店へ専担者として配置し、お取引先企業のニーズを把握する活動に注力してまいりました。ほかにも、県内の信用金庫・信用組合とM&Aに関する連携協定を締結し、休廃業事業者を減らす取組みにも着手しております。こうした行内外の支援態勢の充実により、2019年度の支援件数は700件を超える結果となりました。

人材育成支援として、今後の秋田県経済の振興・発展に寄与する人材の育成・輩出を目的に「あきた未来塾」を開講しております。2019年度は第9期の開講に至り、これまで輩出したOB・OGは100名となりました。

② 起業・創業者増加に向けた取組み

起業・創業者増加に向けた取組みについても、中期経営計画でKPIとして具体的な 目標を掲げ、取組みを強化しております。

当行が営業基盤とする秋田県の開業率は、全国平均を大きく下回る水準にあります。 当行では、創業支援プラットフォーム「STARTUP Lab」を運用し、起業や第二創業を 目指す事業者を対象に事業創造ワークショップやビジネスコンテストの開催を通じて事 業創出を促進しているほか、県内の起業家らとともに事業の安定稼動に向けた支援体制 を整備しております。こうした取組みにより、2019年度の当行が関与した開業先数は 60先を超え、起業家の掘り起こしおよび事業創出支援が成果として表れてきておりま す。

③ お取引先企業の企業価値向上に対する取組み

お取引先企業との対話をより重視し、お取引先企業の企業価値向上に対する取組みを 強化しております。

当行では、長年特定の専門分野で活躍してきた人材を専門アドバイザーとして採用しており、現在、7名のアドバイザーが在籍し、お取引先企業のニーズに合わせた支援を行っております。

ほかにも、国内外への販路拡大支援として東京ビジネスサポートセンターや台北駐在 員事務所によるビジネスマッチングを強化しており、支援件数は年々増加しておりま す。

11月には銀行本体で人材紹介業に参入いたしました。人材不足は全国的な課題となっておりますが、地域企業にとっては、より深刻な経営課題となっており、人材紹介業務への参入により、お取引先企業のニーズに応じた適切な人材の紹介を行うことが可能となりました。

地方公共団体等と連携した地方創生への取組みとして、2019年度に秋田市等と連携し、お客さまの事業の育成・支援を目的とした「秋田市『未来応援』ファンド」を設立しております。2020年3月には第1号投資案件を支援するなど、地域経済の発展ならびに秋田県内の産業の活性化に向けた取組みを強化しております。

④ 成長分野に対する支援強化

中期経営計画「価値共創」においては、「製造(輸送機産業)」「アグリ」および「観光」の3分野の市場規模拡大を重要プロジェクトの1つとして定め、支援態勢を強化しております。

「製造 (輸送機産業)」につきましては、ファイナンス支援のほか、当行アドバイザーを中心にお取引先企業への個別訪問を実施し、ISO認定の取得支援や工場の稼働率向上に向けたアドバイスなど、技術的知見に基づいた支援や事業者間のマッチング支援などを実施しております。

「アグリ」につきましては、秋田県との関係強化をはかるとともに、相談体制を構築してお客さまの事業発展に向けた支援に取り組んでおります。2019年度は、関係機関と連携し、近代的な酪農経営に挑戦する農業法人に対し、搾乳用ロボットを中心とした設備導入から乳牛の調達まで一貫した支援を行いました。

「観光」につきましては、観光関連事業者やDMO等への支援を通じ、コンテンツ開発支援およびコンサルティング支援を中心に活動しております。2019年度は、国の補助金制度(地域経済循環創造事業交付金)と事業性評価融資を活用し、地域の活性化に寄与する発酵文化(「あきた発酵ツーリズム」)の発信拠点整備に対する支援を行いました。

そのほか、本県では再生可能エネルギー関連事業への取組みが進んでおります。日本海沿岸の恵まれた風資源を利活用した風力発電事業の事業化にあたり、計画立案などを当行がサポートいたしました「株式会社A-WIND ENERGY」が2019年度に商業運転を開始しております。今後とも、新たな産業の育成・支援についても積極的に取り組んでまいります。

○個人のお客さまへの取組み

長寿化や1人暮らし世帯の増加により、従来想定されていたライフスタイルが大きく変化してきております。今後の経済情勢や社会保障などを考慮すると、これまで以上に幅広い年齢層での資産運用が重要となり、資産寿命という新たな課題に対する金融面でのサポートが重要となります。

個人のお客さまの安定的な資産形成を実現するため、資産形成の重要性を広くお伝えするとともに、「お客さま本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティー)」の態勢強化を推し進めております。2019年度は、投資セミナーやマネー講座を53回開催いたしました。セミナーを通じ、適切な投資判断に必要な知識や情報を幅広くお伝えし、その結果、積立投信契約者数が大幅に増加しております。

個人のお客さまの新たな決済手段であるキャッシュレス決済への対応については、クレジットカード・デビットカードのほか、キャッシュレス取扱事業者との口座連携により、7事業者の決済サービスが利用可能となりました。また、当行ではスマートフォンを活用した「あきぎんアプリ」を中心としたサービスの提供に取り組んでおり、2019年度は家計簿機能を追加したほか、「あきぎんアプリ」を活用した通帳レス口座の取扱いを開始いたしました。

高齢化の進展に対する取組みについては、「認知症保険」の認知度が高まりつつあり、お問い合わせや相談件数が増加傾向にあります。2019年度は、16件が成約に至りました。そのほか、当行では800名を超える職員が「認知症サポーター」の認定を受け、高齢者に対するサービス向上に努めております。また、お客さまの財産管理と円滑な資産承継のサポートとして「民事信託コンサルティング(家族のバトン)」を活用し、お客さまの支援態勢を強化しております。

○住みよい地域づくりに向けた取組み

当行では、住みよい地域づくりのキーワードのひとつとして、「長く活き活きと生きる」 ことを表す「長活き」の推進に取り組んでおります。

2016年4月に開校した「あきぎん長活き学校」は、延べ4,100名を超える方々に参加いただいており、この長活きの活動を通じ、活力ある秋田を全国に発信していきたいと考えております。

また、2019年4月には、当行・秋田ケーブルテレビおよび秋田魁新報社の3社が協力し、高齢者の方々のニーズを踏まえた新たなビジネスを創出するリビングラボの運営会社として、「株式会社ALL-A」を設立いたしました。持続可能な高齢社会の実現を目指し、連携している秋田大学や東京大学のネットワークを活用しながら、高齢社会における様々なニーズや課題に対応していく先進的な事業の開発・育成に取り組んでおります。

当行では、金融経済教育にも力を入れております。小学生を対象とした「あきぎんワクワク探検隊」や高校生を対象とした金融経済クイズ選手権「エコノミクス甲子園」を毎年開催しております。また、児童・生徒を対象とした職場見学を積極的に受け入れ、2019年度は41名が当行を訪れました。

このほか、創業140周年記念事業の一環として、秋田県の地域課題である「少子化」 「高齢化」および「医療・福祉」の分野の課題解決に取り組む3団体に対し、寄付を行っ ております。

○人材育成・活用

中期経営計画において「コンサルティング営業」への転換を掲げ、お客さまのニーズに沿った、より質の高い提案活動が求められており、2019年度からFP1級技能士を養成する取組みに注力し、2020年1月の学科試験には45名が受験し、11名が合格しました。学科試験合格率24.4%は、地銀第2位の結果となっております。

このほか、2015年4月に制定した女性活躍推進プログラムの推進により、女性活躍推進法に基づく厚生労働大臣の「えるぼし」認定(3段階中2段階目)を受けました。管理職・監督職層に占める女性の割合は、管理職層約3%、監督職層約21%となりました。

○店 舗

お客さまの利便性向上および効率化の観点から店舗ネットワークの整備に取り組んでおります。

当期におきましては、2019年4月に旭川支店を近隣テナントビルに移転いたしました。 また、7月には本荘支店を新築移転するとともに、岩城町支店を本荘支店内へブランチインブランチ方式により統合いたしました。

(d) 主要勘定の状況

○総 預 金

法人預金、公金は減少したものの、個人預金が大幅に増加したことにより、譲渡性預金を含む総預金の期末残高は、前期末比342億円増加し、2兆7,098億円となりました。 期中平均残高は、前期比262億円増加し、2兆7,046億円となりました。

○貸 出 金

個人ローンは増加したものの、事業先や地公体向け貸出が減少したことにより、貸出金の期末残高は前期末比548億円減少し、1兆6,164億円となりました。

期中平均残高は、前期比153億円減少し、1兆6,538億円となりました。

○有価証券

期末残高は、前期末比266億円増加し、7,000億円となりました。 期中平均残高は、前期比624億円減少し、6.536億円となりました。

○損 益

経常収益は、資金運用収益は減少したものの国債等債券売却益の増加により、前期比 11億3,500万円増加し、413億4,100万円となりました。経常費用は、資金調達費用や営業経費は減少したものの、国債等債券売却損・償還損の増加により、22億3,100万円増加し、363億9,200万円となりました。

この結果、経常利益は10億9,700万円減益の49億4,800万円となりました。当期純利益は10億5,200万円減益の30億5,000万円となりました。

b 対処すべき課題

当行が営業基盤とする秋田県では、生産年齢人口の減少などの社会構造の変化が一段と加速し、企業経営者の高齢化が進み後継者不足による事業所の休廃業・解散も深刻化するなど、対処すべき地域課題が顕在化しております。こうした課題を克服していかなければ、地域の持続性を維持していくことは困難であり、地域に根ざす当行の持続可能性にも大きな影響を及ぼすと考えております。

このような経営環境において、地域課題の解決に率先して取り組み、地域経済の成長に貢献していくことが、地方銀行である当行の最大の目的であります。そして、この実現に向けた、急速な環境変化にも対応しうる収益構造の確立が、当行の重要な経営課題と考えております。

このため、現中期経営計画では、すべての活動の起点を「地域課題の解決、地域経済の成長」に置き、コンサルティングを通じてあらゆるニーズに対応していくこと、そして当行が圧倒的に強い事業領域を確立し、収益構造の変革をはかりながら、地域と当行の持続可能性を向上させていくことを目指しております。あわせて、経営の透明性・客観性の向上、コンプライアンスの徹底などのコーポレート・ガバナンスの強化、SDGs (持続可能な開発目標)の実現への貢献を通じて、ステークホルダーにとっての魅力向上ならびに企業の社会的責任を果たしてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症により地域への影響が深刻化しており、多くのお客さまが影響を受ける事態となっております。地域金融機関としての責務を果たし、資金繰りのみならず、お客さまの本業に対する迅速、かつ、適切な支援に取り組んでまいります。

(単位:億円)

(2) 財産及び損益の状況

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預金金	24,574	25,500	25,781	26,236
定期性預金	10,406	10,200	10,007	9,864
そ の 他	14,167	15,299	15,774	16,372
貸出金	16,403	16,761	16,712	16,164
個 人 向 け	3,711	3,785	3,910	3,906
中 小 企 業 向 け	4,999	5,220	5,467	5,464
そ の 他	7,692	7,755	7,335	6,793
商品有価証券	6	6	5	4
有 価 証 券	9,750	7,986	6,734	7,000
国 債	3,157	1,948	1,263	1,114
そ の 他	6,592	6,037	5,471	5,886
総資産	29,718	31,399	30,177	30,247
内 国 為 替 取 扱 高	131,835	128,863	129,126	126,267
外国為替取扱高	百万ドル 1,202	百万ドル 1,031	百万ドル 79 9	百万ドル 655
経 常 利 益	百万円 5,800	百万円 5,283	百万円 6,045	百万円 4,948
当 期 純 利 益	百万円 4,502	百万円 4,002	百万円 4,102	百万円 3,050
1 株当たり当期純利益	円 銭 248.07	円 銭 222.95	円 銭 228.52	円 銭 170.44

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 預金には、譲渡性預金は含まれておりません。
 - 3. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数(自己株式を除く。)で除して算出しております。
 - 4. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。1株当たり当期純利益については、2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

(3) 使用人の状況

					当 年 度 末	前 年 度 末
使	用	,	(数	1,339人	1,371人
平	均	ź	F	蛤	39年 4月	39年 0月
平	均	動 続	年	数	16年 9月	16年 6月
平	均	給 与	月	額	387千円	390千円

- (注) 1. 平均年齢・平均勤続年数・平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 使用人数には臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
 - 3. 平均給与月額は、賞与を除く2020年3月中(前年度は2019年3月中)の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

			<u> </u>	年 度	末	前。	F 度	末
秋	\blacksquare	県		81店	うち出張所 (1)		81店	うち出張所 (1)
北	海	道		3	(—)		3	(—)
青	森	県		3	(—)		3	(—)
岩	手	県		1	(—)		1	(—)
宮	城	県		3	(—)		3	(—)
福	島	県		5	(—)		5	(—)
新	潟	県		1	(—)		1	(—)
東	京	都		1	(—)		1	(—)
	合 計			98	(1)		98	(1)

(注)上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を153か所(前年度末157か所)設置しております。 また、当年度末において、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を62か所設置しております。

- □ 当年度新設営業所 該当事項はありません。
- (注) 1. 当年度において店舗外現金自動設備については、下記の3か所を新設いたしました。 追分支店いとく追分店出張所(潟 上 市) 本 荘 支 店 岩 城 出 張 所 (由利本荘市) 本荘東支店ナイス本荘インター店出張所 (由利本荘市)
 - 2. 当年度において店舗外現金自動設備については、下記の7か所を廃止いたしました。 土崎支店JR土崎工場前出張所 (秋 \blacksquare 市) 鹿渡支店山本総合支所出張所 (山本郡三種町) 南 支 店 湯 沢 出 (湯 沢 市) 能代支店能代駅前 出 能 市) 本店営業部秋田朝日放送前出張所 市) (秋 秋田駅前支店循環器・脳脊髄センター前出張所 (秋 市) 横手条里支店横手西出張所 丰 市) (構
- ハ 銀行代理業者の一覧 該当事項はありません。
- 二 銀行が営む銀行代理業等の状況 該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位:百万円)

設	備	投	資	の	総	額	1,881

ロ 重要な設備の新設等

(単位:百万円)

内容	金額
店舗の新築・改修、設備更新	606
ソフトウェアの導入・更新	484
事務機器等の新設・更新	687
現金自動受払機の更新	103

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況 該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設 立 年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
㈱あきぎんリサーチ&コンサルティング	秋田市山王三丁目2番1号	 コンサルティング業務 	2015年 6月26日	75百万円	100.00%	
㈱秋田保証サービス	秋田市旭北錦町1番42号	保証業務	1979年 10月3日	420	100.00	
㈱秋田国際カード	秋田市大町一丁目3番8号	カード業務	1990年 8月8日	50	61.00	
㈱秋田ジェーシービーカード	秋田市大町二丁目4番44号	カード業務	1986年 4月2日	50	60.00	
㈱秋田グランドリース	秋田市大町二丁目4番44号	リース業務	1975年 5月29日	50	57.00	

(注) 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

重要な業務提携の概況

- 1 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス(略称ACS)を行っております。
- 2 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連(農林中金、信連を含む。)、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス(略称MICS)を行っております。
- 3 地銀ネットワークサービス株式会社(地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS)において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・□座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
- 4 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。

- 5 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
- 6 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し 等のサービスを行っております。
- 7 秋田信用金庫、羽後信用金庫、秋田県信用組合および秋田県内の農業協同組合との提携により、現金自動設備の無料・割引相互利用サービス(名称「秋田あったかネット」) を行っております。
- 8 株式会社青森銀行および株式会社岩手銀行との提携により、現金自動設備の無料・割引相互利用サービス(名称「AAIネット」)を行っております。
- 9 株式会社北海道銀行、株式会社山形銀行および株式会社東邦銀行とそれぞれ提携し、 現金自動設備の無料・割引相互利用サービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員(取締役)に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

	氏	名					地位及び担当	重要な兼職	その他
湊	屋	隆	夫		帝役3 長取約	会長締役)			
新	谷	明	弘		帝役5 長取約	頭取 締役)			
佐	マ木	利	幸	専剤	务取約	締役	秘書室、経営企画部、リスク統括室、 コンプライアンス統括部および監査部担当		
I	藤	孝	徳	常	务取約	締役	事務統括部、システム部および審査部担当		
#	\blacksquare	直	樹	常	务取約	締役	人事部、総務部、証券国際部、 市場運用部および東京事務所担当		
土	谷	真	人	常	务取約	締役	営業本部長兼営業推進部長 営業本部担当		
加	藤		尊	取	締	役	執行役員事務統括部長		
皆	Ш		剛	取	締	役	執行役員経営企画部長兼広報CSR室長		
辻		良	之	取	締	役	(社外)	辻兵商事株式会社 代表取締役社長 辻不動産株式会社 代表取締役社長 秋田いすゞ自動車株式会社 代表取締役会長 株式会社アテック 代表取締役会長 コマツ秋田株式会社 代表取締役会長 コマツ秋田株式会社 代表取締役会長 レイヤルモーター株式会社 代表取締役会長 レイヤルモーター株式会社 代表取締役会長 取締役会長 秋田でロックス株 秋田でロックス株 代表取締役会長	
榊		純	_	取	締	役	(社外)		

	氏	名		地位及び担当	重要な兼職	その他
中	\Box	直	文	取締役(社外)	株式会社大館製作所 代表取締役社長 大館桂工業株式会社 代表取締役社長 大館ビル株式会社 代表取締役社長	
小	野	秀	人	取締役 (常勤監査等委員)		
佐	藤	雅	彦	取 締 役 (常勤監査等委員)		
北	嶋		正	取 締 役 (監査等委員) (社外)	株式会社プロデュース・プロ 代表取締役会長	
諸	橋	正	弘	取締役 (監査等委員)		
小	林	憲	_	取締役 (監査等委員)		

- (注) 1. 取締役辻良之氏、榊純一氏、中田直文氏、北嶋正氏、諸橋正弘氏および小林憲一氏は、会社法第2 条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2. 取締役榊純一氏、諸橋正弘氏および小林憲一氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 - 3. 取締役小野秀人氏および佐藤雅彦氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、取締役会以外の重要な会議への出席や、会計監査人および内部監査部門等との密接な連携、執行部門からの報告の受領等を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

当行の役員報酬は、株主総会決議により定められた報酬等の限度額の範囲内で、役名・在 任期間をもとに、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については取締役会の決議、 監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定しておりま す。

(単位:百万円)

区分	支 給 人 数	報 酬 等
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	13名	182 (42)
取締役(監査等委員)	5名	41
計	18名	224 (42)

- (注) 1. 上記の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の金額には、当事業年度に計上した役員 賞与引当金繰入額20百万円および業績連動型株式報酬額22百万円を含めており、それらを()内書 きしております。また、上記の取締役の支給人数ならびに報酬等の金額には、2019年6月26日開催 の第116期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含めております。
 - 2. 株主総会決議で定められた報酬限度額は次のとおりであります。 2018年6月27日開催の第115期定時株主総会決議により定められた報酬等の限度額(使用人としての報酬を除く。)は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)が年額180百万円以内(うち社外取締役分は15百万円以内)、取締役(監査等委員)が年額55百万円以内であります。また、上記の取締役の報酬等の限度額とは別に、2019年6月26日開催の第116期定時株主総会決議により定められた役員報酬BIP信託による業績連動型株式報酬制度としての取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する報酬等の限度額は、3事業年度ごとに120百万円以内であります。
 - 3. 上記のほか、使用人を兼ねている取締役に対して使用人としての報酬22百万円を支給しております。

(3) 責任限定契約

当行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当行は、定款の規定に従い、社外取締役である辻良之氏、榊純一氏、中田直文氏、北嶋正氏、諸橋正弘氏および小林憲一氏と、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償責任の限度額とする契約を締結しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

	氏	名		兼職その他の状況
辻		良	Ż	辻兵商事株式会社代表取締役社長 辻不動産株式会社代表取締役社長 秋田いすゞ自動車株式会社代表取締役社長 株式会社アテック代表取締役会長 コマツ秋田株式会社代表取締役会長 秋田総合リース株式会社代表取締役会長 ロイヤルモーター株式会社代表取締役会長 秋田商工会議所副会頭 秋田ゼロックス株式会社代表取締役会長
榊		純	_	該当ありません。
中	Ш	直	文	株式会社大館製作所代表取締役社長 大館桂工業株式会社代表取締役社長 大館ビル株式会社代表取締役社長
北	嶋		正	株式会社プロデュース・プロ代表取締役会長
諸	橋	正	弘	該当ありません。
八	林	憲	_	該当ありません。

- (注) 1. 「兼職その他の状況」には、重要なものを記載しております。
 - 2. 上記に掲げる社外役員が業務執行取締役等を兼任している法人等と当行との間には、通常の銀行取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取 締 役 会 に お け る 発言その他の活動状況
取締役 辻 良之	2年9か月	当期開催の取締役会14回中13回出席	会社経営者としての立場から発 言を行っております。
取締役 榊 純一	1年9か月	当期開催の取締役会14回中13回出席	会社経営者としての経験と見識 から発言を行っております。
取締役 中田 直文	9か月	就任後開催の取締役会11回全てに出席	会社経営者としての立場から発 言を行っております。
取締役(監査等委員) 北嶋 正	1年9か月	当期開催の取締役会14回中12回出席、監査等委員会17回全てに出席	会社経営者としての立場から発 言を行っております。
取締役(監査等委員) 諸橋 正弘	1年9か月	当期開催の取締役会14回全てに出席、監 査等委員会17回中16回出席	会社経営者としての経験と見識 から発言を行っております。
取締役(監査等委員) 小林憲一	1年9か月	当期開催の取締役会14回全てに出席、監 査等委員会17回全てに出席	地方行政および各種分野に長く 携わった経験と見識から発言を 行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位:百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7名	18 (1)	_

- (注) 1. 上記の支給人数および報酬等の金額には、2019年6月26日開催の第116期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名分を含めております。
 - 2. 上記の報酬等の金額には、当事業年度の社外取締役に対する役員賞与引当金繰入額1百万円を含めており、それを()内書きしております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数 発行可能株式総数 68,745千株 発行済株式の総数 18.093千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

9.458名

(3) 大 株 主

当該事業年度の末日において、当行の発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対するその有する株式の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主の持株状況は以下のとおりであります。

サ ナ の 圧 夕 豆 け 夕 称	当 行 へ の	出資状況
株主の氏名又は名称	持株数等	持株比率
明治安田生命保険相互会社	804千株	4.48%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	727	4.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	657	3.66
秋 田 銀 行 職 員 持 株 会	626	3.49
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	625	3.48
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	469	2.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	411	2.29
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	344	1.92
清 水 建 設 株 式 会 社	262	1.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	257	1.43

- (注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 持株比率は自己株式 (141,090株) を控除して算出しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位:百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 深田建太郎 指定有限責任社員 木村 大輔	55	(注) 1

- (注) 1. 監査等委員会は、取締役、行内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠などを確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 - 2. 当行と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記報酬等の額はこれらの合計額を含めて記載しております。
 - 3. 会計監査人に対し、当行、当行の子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は55百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められた場合、 監査等委員会の決議により、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いた します。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、特に定めておりません。

7 業務の適正を確保する体制

<業務の適正を確保するための体制の内容の概要>

当行は、会社法および会社法施行規則に基づき、「当行の業務の適正を確保するための体制」(以下、「内部統制システム」という。)の整備について、以下のとおり定めております。

(1) 当行の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a 取締役および取締役会は、コンプライアンスを経営の重要課題の一つと認識し、銀行の 公共的使命と社会的責任等を基本とした企業倫理を構築し、その徹底をはかる。
- b 取締役会は、法令等遵守方針および法令等遵守規程を制定するとともに、コンプライアンスの適切な運営のため、年度ごとのコンプライアンス・プログラムを決定し、コンプライアンス重視の組織風土の醸成・定着に努める。
- c コンプライアンスに関する統括部門として、コンプライアンス統括部を設置し、各部室 店には、コンプライアンス責任者・推進者をそれぞれ配置する。また、コンプライアンス に関する重要事項を協議するため、コンプライアンス委員会を設置する。
- d コンプライアンス統括部は、コンプライアンス・プログラムの進捗状況を3か月に1回以上、取締役会および監査等委員会に対して報告する。また、監査部はコンプライアンス統括部と連携のうえ、コンプライアンス態勢について監査を行い、監査部を担当する取締役および監査等委員会に報告する。監査部を担当する取締役は、監査結果を取締役会へ報告する。
- e 当行の役職員が、法令違反の疑義のある行為等を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス統括部へ報告する。また、コンプライアンス相談窓口のほか、コンプライアンス統括部、人事部、常勤監査等委員および外部弁護士を窓口とした「あきぎんヘルプライン」を設置し、役職員が法令違反の疑義ある行為等を直接通報できる体制を整備する。(子会社各社の役職員による通報も可能とする。)

なお、通報を受けた窓口は、ただちに通報事項を所管する取締役および監査等委員会に対して報告を行う。

「あきぎんヘルプライン」への通報者に対し、不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を当行および子会社各社において周知徹底する。

f 当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度 で臨み、同勢力との取引を遮断するとともに、同勢力からの不当要求は断固として拒絶す る。

(2) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会および常務会の議事録の他、取締役の職務の執行に係る情報は、文書保存規程に 基づき保存、管理する。

(3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a 当行の業務に係るリスクについては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクに分類し、統合的リスク管理規程および各リスク管理規程に基づき把握、管理する。
- b リスク管理に関する統括部門として、リスク統括室を設置する。
- c 各業務に所在するリスクについての管理方針は取締役会において決定する。さらに、各業務に所在するリスクの管理方法および各業務に所在するリスクの状況については、取締役会へ報告する。

(4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a 当行の長期的安定成長をはかるため、原則として3か年ごとに向こう3営業年度を対象 期間とした中期経営計画および初年度の短期経営計画を策定する。

なお、短期経営計画は情勢の変化を勘案し、毎年度見直しを行う。

- b 取締役会は経営計画を決定し、行内に周知する。
- c 経営企画部を担当する取締役は、経営計画の進捗状況を、3か月に1回取締役会に報告する。取締役会は、計画および予算の実績報告に基づいて経営計画実施状況を検討し、必要ある場合はその対応を協議して適切な対策を講ずる。
- d 各部門を担当する取締役は、担当する部門の実施すべき具体的な施策および効率的な職 務執行体制を構築する。

なお、効率的な職務執行体制構築にあたっては、職制および分掌規程に基づき職務の分担を定める。

(5) 当行およびその子会社から成る企業集団(以下、「グループ」という。)における業務の適正を確保するための体制

- a 当行および子会社各社における内部統制システムの構築を目指し、経営企画部をその担当部署とする。実際の運営にあたっては、関連会社管理規程に基づき、管理する。
- b 当行の経営企画部を担当する取締役は、子会社各社の営業活動および経営状況について、3か月に1回取締役会に対して報告するとともに、一定の要件に該当する事項については取締役会の承認を受けるものとする。

- c 当行は、関連会社管理規程において、子会社各社の年度業務計画、業務実績、財務状況 について、当行の経営企画部への定期的な報告を義務づける。また、当行は、当行の経営 企画部担当取締役および子会社各社の代表取締役が出席する関連会社定例会議を定期的に 開催し、当該会議において、子会社各社の業務実績その他の重要な事象について報告を受 ける。
- d 当行の子会社各社の業務に係るリスクについては、統合的リスク管理規程および各リスク管理規程に基づき、当行のリスク統括室および関連部署が把握、管理する。また、当行のリスク統括室は、グループ全体のリスク管理の統括部署として、必要に応じて、子会社各社に対する指導・助言を行い、適切なリスク管理態勢を整備・確立する。
- e 当行は、子会社各社の自主性を尊重しつつ、合理的な範囲において当行における規定および体制を子会社各社に準拠させることなどにより、子会社各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- f 当行は、子会社各社に対し、法令遵守については当行に準じた運営を行うよう管理・指導し、コンプライアンス・マニュアルの整備およびコンプライアンス・プログラムの策定・実施を促す。また、当行のコンプライアンス統括部は、子会社各社におけるコンプライアンス・プログラムの実施状況をモニタリングするとともに、子会社各社のコンプライアンス担当取締役に対して法令遵守に関する指導を行う。
- g 当行の監査部は、子会社各社に対してコンプライアンス監査を含む内部監査を実施し、 監査結果を監査部を担当する取締役および監査等委員会に報告する。また監査部を担当す る取締役は、監査結果を取締役会に対して報告する。
- h 当行および子会社各社は、財務報告の適正性・信頼性を確保するための内部管理態勢を 整備する。

(6) 当行の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項および監査等委員会のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査 等委員会と協議のうえ、監査等委員会の意向を尊重し当行の職員を監査等委員会を補助す べき使用人として指名する。
- b 監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への監査等委員会の職務に関する指示、命令する権限は監査等委員会に委譲されたものとし、当該職務について取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指示、命令は受けないものとする。

(7) 監査等委員会への報告に関する体制および当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- a 取締役(監査等委員である取締役を除く。) および使用人は、当行および子会社各社の 役職員の職務の執行にかかる重大な法令違反、不正行為の事実またはグループ全体に重大 な影響を及ぼす事項を発見した場合は、これを監査等委員会に報告する。
- b 監査等委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告を行った者に対して不利益な 取扱いをすることを禁止し、その旨を当行および子会社各社において周知徹底する。

(8) 当行の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

- a 当行は、監査等委員の職務の執行上必要と認める費用について、監査の実効を担保すべく予算を措置する。
- b 緊急または臨時に支出した費用その他当該予算に含まれない費用については、監査等委員は事後的に当行に請求することができることとし、当該請求に係る費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要であると認める場合には、当行はこれを速やかに支払う。

(9) その他当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a 代表取締役は、定期的に監査等委員と意見交換を行い、監査等委員会の監査が実効的に 行われるよう努めるものとする。
- b 監査等委員会は、監査の実効性を確保するため、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員および監査部等の職員その他の者に対していつでも報告を求めることができる。
- c 監査等委員は、重要な意思決定や取締役の職務の執行状況を把握するため、常務会をは じめとする重要な会議に出席することができる。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

当行およびその子会社から成る企業集団が整備している内部統制システムの当事業年度の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 当行の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会において決定したコンプライアンス・プログラムに基づき、情報事故防止態勢の強化等の重点的プログラムをはじめとする、コンプライアンスの充実・強化に向けた施策に取り組みました。また、コンプライアンス・プログラムの進捗状況やコンプライアンス・モニタリングの結果等をコンプライアンス関連報告として四半期ごとに取締役会へ報告しました。

(2) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

年度ごとに策定するリスク管理計画のもと、リスクの状況(リスク量のモニタリング結果等)を四半期ごとに取締役会に報告しました。また、ALM委員会をはじめとする各種委員会を開催し、その結果を定期的に取締役会に報告しました。

(3) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を12回、臨時取締役会を2回開催しました。また、取締役会より委任を受けた事項を協議・決定する機関である「常務会」を79回開催し、経営全般にかかる事項を協議・決定しました。

(4) 当行およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関連会社管理規程に基づき、関連会社定例会議を毎年1月と7月に開催するなど、グループ各社の状況を把握、管理しております。また、グループ各社の業況は、四半期ごとに取締役会に報告しました。

(5) 当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査等委員が常務会に出席し、非常勤を含むすべての監査等委員が取締役会に出席しております。また、監査等委員は随時、役職員に必要な情報を求めることが可能であり、役職員は監査等委員からの依頼に対して適切に対応しております。

8 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

9 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

10 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

11 その他

該当事項はありません。

第117期末(2020年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円) 額 資金 部) 部) 債 産 0 0 **金**金金 現 預 け 金 619,510 2,623,663 当普貯 金金金 33.257 預預 133,456 現預 座通 586,252 け 1,418,968 領預預 コ買商 ン権券債券債債 5,842 蓄 金 42,658 ル 1銭価 債証 싦 金有 知期期 5,505 6,901 通定定そ 金金金金 423 986,446 商 地 方 423 積 証 700,062 (D) 36,623 国地社 金 111,458 86,142 804 181,571 マ ネ 受入担保 方 183,004 金 債 50,674 株そ 式券金 50,693 173,335 **1,616,459 益**金 **77,900** 77,900 0他 \mathcal{O} 証 借 **51** 32 **|替**替替**債**借等用益 貸 出 為 玉 手貸貸貸為店国 引形 3,530 · 売 未 外外 割手証当 形 渡払の決払 為為 国 .付付越**替**け替**産** 31.912 18 **潘座** 1,399,022 他 負 6.424 · 替 税 済法 為 181,993 未未未前給先金 107 国 1,808 3 1,213 775 外買 費収 他外 1,808 払受 ,補引派 塡差生 の 他 資 49,587 付 金定品務務債金金金金金債 0 物取融 角益 払 金勘 1,445 前未金そ 収 収 40 70 1,326 商 生の | | | | | | | | | | | 1,530 46,728 派他 商資資 IJ 資そ Ó 産 129 **債負当当当引当負** 2,637 **20** 定 あ 19.605 有 固 ,建土リ 員職 物 7,251 役退株睡 地 10,299 1,600 ス仮 式 眠預 産定産産 61 74 型 勘 定 資 建そ 設 534 偶 発 損 失 引 当 金 繰 延 税 金 負 債 再評価に係る繰延税金負債 の他の有形固 **形 固 定** 1.992 850 1,599 4,614 1,543 9,454 2,864,353 ラ 1,418 I 資定 Ú 産 4 の無形固 金 金 諸 の他 部 産 176 の 費見当 用返金 3.803 部) の 前支貸投 資資 金金 9,454 本 14,100 倒 △10,270 本 剰 6,268 余 備余 6,268 **119,357** 資 損 弓 \triangle 0 本 準 金金金金金 利 剰 備剰余 14,100 進 の他国定資 利益 105,256 産圧縮積立 金 191 積益 98,311 6,753 △**670** 金 別 17 剰 |利 越 余 金 139.056 18,391 2,986 21,377 160,433 3,024,787 産 <u>ത</u> 部 計 3,024,787

第117期 (2019年4月1日から) 損益計算書

\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		(単位:百万円)
科 目	金	額
経済 では、	26,187 16,267 9,581 90 0 111 135 6,271 1,736 4,534 5,860 100 5,479 280 0 3,022 0 2,685 35 301 753 376 27 187 8 154 2,881 2,71 2,610 7,230 6 4,002 3,221 22,603 2,923 1,512 771 23 614	36,392
経 常 利 益		4,948

(単位:百万円)

	科				金	額
特	別利	益				4
	別 利 固 別 資 損 固 定 資 損 資 損	産. 処	分	益	4_	
特	_ 別 損	失				689
	固 定 資 減 損	産 処 損	分	損 失	148	
714		損		失	540	
税)	利益			4.400	4,263
凌人	、税、、住民税及	び事業税			1,139	
	人 税 等 調 人 税 等 1	整額合計			/3	1 212
税法法法当	人,税,等,	全 計				1,213
	期 純 利	益				3,050

(2020年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

			(単位・日万円)
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	619,613	預金	2,619,653
コールローン及び買入手形	5,842	譲渡性預金	82,742
買入金銭債権	6,901	コールマネー及び売渡手形	804
商品有価証券	423	債券貸借取引受入担保金	50,674
有 価 証 券	696,857	借用金	80,082
貸 出 金	1,612,055	外 国 為 替	51
外 国 為 替	1,808	その他負債	11,915
その他資産	65,924	役員賞与引当金	20
有 形 固 定 資 産	19,878	退職給付に係る負債	2,858
建物	7,258	役員退職慰労引当金	24
土地	10,299	株式給付引当金	74
リース資産	1	睡眠預金払戻損失引当金	534
建設仮勘定	1	偶 発 損 失 引 当 金	850
その他の有形固定資産	2,317	操延税金負債	3,672
無形固定資産	1,608	再評価に係る繰延税金負債	1,543
ソフトウェア	1,425	支 払 承 諾	9,454
その他の無形固定資産	183	負債の部合計	2,864,956
退職給付に係る資産	1,433	(純資産の部)	
繰延税金資産	329	資 本 金	14,100
支 払 承 諾 見 返	9,454	資 本 剰 余 金	9,212
貸 倒 引 当 金	△11,345	利 益 剰 余 金	123,439
投資損失引当金	△0	自 己 株 式	△670
		株主資本合計	146,081
		その他有価証券評価差額金	18,590
		土地再評価差額金	2,986
		退職給付に係る調整累計額	△2,485
		その他の包括利益累計額合計	19,091
		非 支 配 株 主 持 分	657
		純 資 産 の 部 合 計	165,830
資産の部合計	3,030,786	負債及び純資産の部合計	3,030,786

(2019年4月1日から) 連結損益計算書

(単位:百万円)

	(単位・日月円)
科目	金 額
経資 (位そそ) (位を) (を) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で	25,922 16,298 9,283 90 0 111 137 6,970 10,467 3,027 0 3,026 41,162 763 376 27 187 8 9 154 2,443 11,532 2,443 11,532 23,395 3,027 1,458 1,568
経 常 利 益 特 別 利 益	5,225 4
固定資產処分益 特別損失 固定資產処分損 減損損失	4
税金等調整前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税、等調整額 法人税等調整額 法人税等合計 当期純利益 非支配株主に帰属する当期純利益 親会社株主に帰属する当期純利益	1,313 88 1,401 3,140 12 3,128

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

株式会社 秋田銀行 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

仙台事務所

指定有限責任社員 公認会計士 深 田 建太郎 旬業務執行社員 公認会計士 深 田 建太郎 旬

指定有限責任社員 公認会計士 木 村 大 輔 印 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社秋田銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての 判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案 し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を 入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を 適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

株式会社 秋田銀行 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

仙台事務所

指定有限責任社員 公認会計士 深 田 建太郎 旬業務執行社員 公認会計士 深 田 建太郎 旬

指定有限責任社員 公認会計士 木 村 大 輔 印 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社秋田銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社秋田銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての 判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起す ること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象 や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第117期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。 (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門およ

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門および内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および主要な営業店において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および使用人等と意思疎通および情報の交換をはかり、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
 - 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月13日

株式会社 秋田銀行 監査等委員会

秀 人 常勤監査等委員 ハ 野 藤 雅 彦 常勤監査等委員 侟 北 嶋 īF (EI) 監査等委員 諸 橋 弘 監査等委員 īF 監 杳 等 委 員 八 林

(注) 監査等委員 北嶋正、諸橋正弘および小林憲一は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社 外取締役であります。

(以 上)

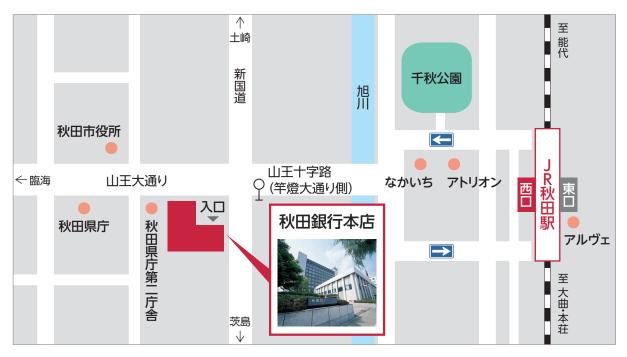
株主総会会場ご案内略図

会場

秋田市山王三丁目2番1号

秋田銀行本店10階大会議室

☎ (018) 863-1212 (代表)



- ■交通のご案内
- JR奥羽本線JR羽越本線
- 「秋田駅」



バスターミナルから路線バスで約10分、 「山王十字路(竿燈大通り側)」下車

お願い▶駐車スペースが限られておりますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申しあげます。







